

地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等について

1. はじめに

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等について、平成23年度決算における算定結果が以下のとおりとなりました。

今年度も篠山市においては、健全化法の規定による判断基準を超える指標はありませんが、今後も実質公債費比率の上昇が見込まれ、また将来負担比率も下がったとはいえ依然として高い水準が続いており、引き続き行財政改革に取り組む必要があります。

2. 篠山市の指数と財政悪化の判断基準

(単位: %)

各指標	指数 (H23)	指数 (H22)	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
実質赤字比率	—	—	12.71	20	早期健全化基準は標準財政規模により変動
連結実質赤字比率	—	—	17.71	30.00	同上。経過措置によりH22は35%、H23以降は30%。
実質公債費比率	22.7	22.5	25	35	
将来負担比率	247.1	256.4	350		
資金不足比率	—	—	20		公営企業のため経営健全化基準

3. 平成23年度篠山市の4指標の詳細

実質赤字比率	—	黒字は「—」表示 (H23の比率: Δ 2.45%、H22の比率: Δ 2.63%、対前年度0.18%)
--------	---	---

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

〔一般会計、住宅資金特別会計（以下一般会計等）の収支合計額が黒字であり、実質赤字は生じておらず該当なし。〕

連結実質赤字比率	—	黒字は「—」表示 (H23の比率: Δ 12.02%、H22の比率: Δ 10.66%、対前年度 Δ 1.36%)
----------	---	---

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

〔一般会計等に加え国民健康保険特別会計や上下水道などの事業に関する会計を含めた全会計の収支合計額が黒字であり、連結実質赤字は生じておらず該当なし。〕

実質公債費比率	22.7%	3カ年平均値（平成21～23年度） (H22の比率: 22.5%、対前年度0.2%)
---------	-------	---

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

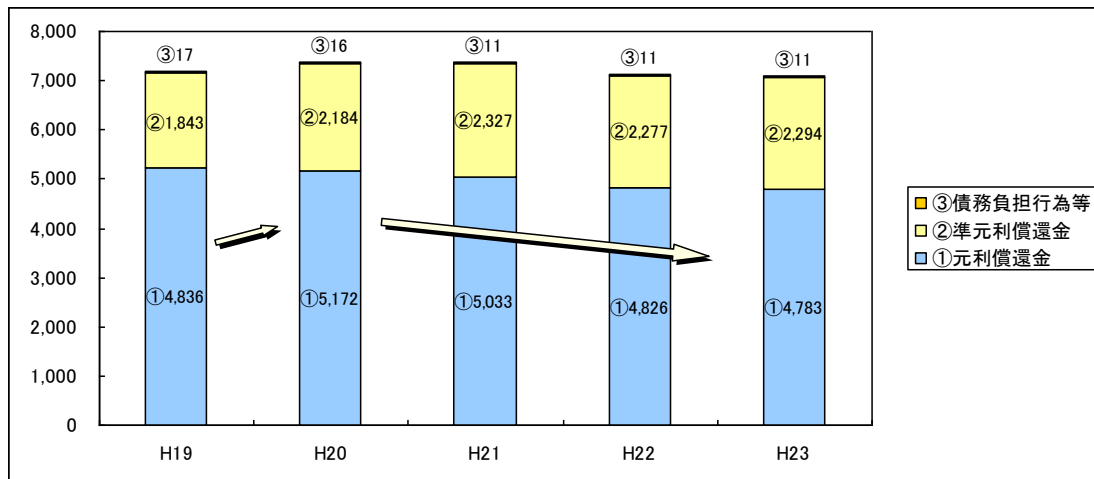
〔実質公債費比率は、下水道事業会計への繰出金が公債費の償還の終了により減少しておりますが、交付税の縮減のため標準財政規模も減少しているため、昨年度より0.2%上昇しました。篠山市では平成22年度から普通交付税の合併算定替の段階的縮減が始まり標準財政規模が減少しており、平成25年度にはピークを迎え、その後は公債費の減少により下降していく見込みです。〕

区 分	H19	H20	H21	H22	H23
単年度ベース	21.8%	23.1%	23.2%	21.2%	23.5%
3カ年平均	19.5%	21.7%	22.7%	22.5%	22.7%

小数点第2位を切捨

算定における元利償還金及び準元利償還金等の推移

(単位:百万円)



将来負担比率 247.1% (H22の比率: 256.4%、対前年度△9.3%)

一般会計等が将来負担すべき実質的な債務の標準財政規模に対する比率

実質的な債務は、地方債の現在高や職員の退職手当支給予定額などから基金や地方債現在高等にかかる交付税算入見込額等を控除したものとなっています。平成23年度は公営企業債等繰入見込額が下水道公債費償還終了により下水道事業会計への繰出金が減少したことや、一般会計等の市債残高の減もあり、今後一般会計が負担すべき債務が減少し、昨年度に比べ9.3%改善しています。なお、篠山市では平成22年度から普通交付税の合併算定替の段階的縮減が始まっており、実質的な債務は減少していきませんが今後も高い水準が続くと見込まれます。

$$\frac{\text{将来負担額 (795億93百万円)} - \text{充当可能財源等 (506億23百万円)}}{\text{標準財政規模 (160億45百万円)} - \text{算入公債費等 (43億25百万円)}} = 247.1\%$$

<主な将来負担額>		<充当可能財源等>	
地方債の現在高	339億21百万円	基準財政需要額算入見込額	422億38百万円
公営企業債等繰入見込額	395億63百万円	充当可能基金	70億7百万円
退職手当負担見込額	60億64百万円	充当可能特定歳入	13億78百万円
債務負担行為支出予定額	46百万円		

	H19	H20	H21	H22	H23
将来負担比率	298.9%	308.5%	289.0%	256.4%	247.1%

(単位:パーセント)

4. 平成23年度公営企業の経営健全化に関する指標

区分	水道事業会計	農業共済事業会計	下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
資金不足比率	-	-	-	-

いずれの公営企業会計においても資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当なし